

議案第 5 1 号

斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：教育委員会事務局・生涯学習課】

斑鳩町立学校の体育施設開放による体育館の利用において、熱中症予防及び施設の利用促進の観点から、体育館のエアコン設備使用料の見直しを行うため、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 体育館のエアコン設備使用料の見直し（別表第 2 の改正規定）

体育館の利用に係るエアコン設備使用料について、1 時間につき 2, 0 0 0 円から 1, 0 0 0 円に見直します。

2. 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の斑鳩町立学校の体育施設開放に関する条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降の付属設備の使用に係る使用料について適用し、同日前の付属設備の使用に係る使用料については、なお従前の例によります。